

(平成25年3月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成20年12月から21年6月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成21年7月から22年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月から22年3月まで

会社を退職した後の国民年金加入期間に、保険料の免除及び未納の期間があったので、結婚する前にきちんと納付しようと思い保険料を納付した。申立期間の保険料納付に係る保険料額、納付時期及び納付場所については明確には記憶していないが、納付したことは覚えている。しかし、国（厚生労働省）の記録では、4分の3免除期間である平成20年12月から21年6月までの追納保険料及び同年7月から22年3月までの保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の追納保険料と未納保険料については、私の預金から引き出し、一部不足分を母と現在の夫から補ってもらい、いつ頃、どこの店舗で納付したのかは思い出せないが、コンビニエンスストアでまとめて納付したと思う。」と主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその納付時期、納付場所を特定できる供述を申立人から得ることができないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立人の供述を基に、申立人が申立期間の保険料を納付した可能性があるコンビニエンスストア2店舗について、納付した可能性がある平成22年4月1日から同年9月30日までの期間に係る国民年金保険料収納状況の調査を行ったが、申立人の申立期間に係る同保険料が納付された事実は確認できなかった。

また、申立人は、「十数万円の大きな金額であったので、納付したことは覚

えている。」とも供述しているところ、申立期間の国民年金保険料額は20万8,150円であり、その納付したとする金額とは相違している上、オンライン記録を見ると、申立人は申立期間直後の平成22年4月から23年3月までの国民年金保険料17万8,520円を、婚姻（平成23年4月*日）前の22年5月26日に納付していることが確認できることから、当該保険料の納付に係る記憶と混同している可能性も否定できない。

さらに、コンビニエンスストア各店舗では、POSシステムにより収納データをコンビニエンスストア本部に送信するとともに、領収済通知書に記載された金額と収納額とを突合した上で領収済通知書を同本部に送付し、その後、同本部においても領収済通知書と各店舗POSシステム情報とを突合するなど、二重のチェックが行われていることから、収納時の処理誤りも考え難い。

加えて、平成9年1月以降は、基礎年金番号の導入により、同番号に基づいて国民年金保険料収納事務の電算化が図られ、更に、14年4月以降は、同収納事務が国に一元化されたことから、申立期間において記録漏れや記録誤りが生じる可能性は低くなっていると考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成20年12月から21年6月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできないとともに、同年7月から22年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月に両親が私の国民年金の加入手続を行い、このときから両親が自分たちの保険料と一緒に私の保険料を自治会の役員に納付してくれていたと聞いている。既に両親は亡くなっており確認することができないが、きちんとした性格の持ち主であったので、私の保険料を納付してくれていたと思う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月の基礎年金番号の導入前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなる。しかしながら、申立期間について、A町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行っても、申立人に同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、A町の納付組織を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたところ、申立人の両親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が確認できない上、同町の納付組織は既に解散し関係資料も残されていないことから、申立人の主張を裏付ける事情を得ることができない。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 9 月 22 日まで

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかしながら、申立期間当時、A社B事業場に、バス、国鉄、会社のバスを乗り継いで通勤していたことを明確に記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B事業場に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録を見ると、申立人のA社に係る資格取得日は、いずれも昭和 44 年 9 月 22 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、A社が保管する申立人に係る同社B事業場の決裁文書「社員依願解雇の件」には、申立人の入社年月日は昭和 45 年 4 月 1 日と記載されているところ、同社は、「当時は、正社員になるまで6か月程度の試用期間があったが、見習工等の身分で採用した時から厚生年金保険に加入させていた。そのため、申立人は、44年9月22日に勤務開始と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得し、試用期間を経て、45年4月1日に正社員となったものと考えられる。」と回答している上、申立期間当時、同社B事業場に勤務していた複数の元従業員の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致しているところ、当該元従業員も、「勤務開始後、正社員になるまでに6か月程度の試用期間があったが、試用期間から厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、同社の回答内容と一致している。

さらに、申立人がA社B事業場の当時の上司と記憶している者は、「40年以上前のことなので正確には覚えていないが、Cさんという人が勤務していた

記憶はある。しかし、勤務時期については覚えていない。」と供述している上、申立人が同社B事業場に勤務したその1、2年後に、高校から新卒で入社してきた後輩と記憶している者は、「A社B事業場には、高校を卒業した昭和45年3月から勤務した。その時、既に同じ職場でCさんという人が勤務していたと思うが、いつから勤務していたかは分からない。」と供述しており、また、申立人は、「同社B事業場から創立記念日にベルトを受け取った。」と供述しているが、受け取った時期を記憶していない上、ベルトの贈呈時期等について、同社及び複数の元従業員に照会を行ったが、贈呈時期等が不明であることから、申立期間に係る申立人の同社B事業場での勤務実態を確認することはできない。

加えて、前記の上司及び後輩の2人のほか、申立人が氏名を記憶している同僚2人を含む、申立期間においてA社に係る厚生年金保険加入記録が確認できる元従業員45人に照会を行ったが、申立人の同社B事業場における勤務実態及び保険料控除を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。